

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年8月17日

支出負担行為担当官
国立療養所松丘保養園
事務長 大間 透

1. 工事の概要

- (1) 工 事 名 国立療養所松丘保養園社会交流会館外構整備工事
- (2) 工事場所 青森県青森市大字石江字平山19
- (3) 工事内容 ・社会交流会館の周囲の外構整備 整備範囲 約1,800㎡
・渡り廊下新築 木造平屋建 新築 延べ面積36㎡（整備範囲内）
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成30年12月10日
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、資料の提出、入札等を紙入札方式で行う。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成29・30年度厚生労働省における（東北地域）「建築一式」において「CはD等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、東北地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成15年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。また、施工実績は施工中のものは除く。）
なお、当該施行実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施行実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
・300㎡以上の外構工事
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
 - (イ) 平成15年度以降に、上記（4）に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超え

る請負工事に係る施行実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から指名停止を受けていないこと。

(7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(9) 青森県内に建築工事業に係る建設業の許可を受けた本店、支店その他の営業所が存在すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険

④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(12) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(13) 厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(14) 競争への参加を希望する者は、別紙1「自己申告書」を平成30年8月16日までに提出すること。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒038-0003

青森県青森市大字石江字平山19

国立療養所松丘保養園 庶務課 会計班

TEL:017-788-7563

Eメール:takayama-tadahisa@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成30年8月17日（金）～平成30年8月31日（金）

当園ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/matuoka/choutatsu.html）から入手するものとする。なお、インターネットに接続できない場合は、土日祝祭日を除く9時から17時までの間、上記（1）の場所において配布する。

(3) 申請書、資料及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

平成30年8月17日（金）～平成30年8月31日（金）

土日祝祭日を除く9時から17時までの間、上記（1）の担当部局に持参すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成30年9月6日（木）15：00までに、当園庶務課会計班に持参すること（郵送による提出は認めない。）。

開札は、平成30年9月7日（金）10：00から当園小会議室において行う。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金

免除。

(イ) 契約保証金

免除。但し、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券（瑕疵担保特約を付したものに限り。）を付すること。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

① 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に監理技術者同一の資格（工事経験を除く）を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無：無。

(8) 契約書作成の要否：要。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無：無。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 技術資料等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(13) 詳細は、入札説明書による。